

 **美杉会訪問看護ステーションまきの
訪問看護サービス重要事項説明書**

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からぬこと、分かりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問して下さい。

この「重要事項説明書」は、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（枚方市条例第48号）」第80条の規定に基づき、訪問看護サービス提供契約に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	社会医療法人 美杉会
代表者氏名	理事長 佐藤 真杉
本社所在地 (連絡先)	大阪府枚方市養父東町65番1号 (電話番号) 072-864-1811 (FAX番号) 072-868-3844

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所

（1）事業所の名称・所在地等

事業所名称	美杉会訪問看護ステーションまきの
事業所番号	2762490031
管理者氏名	工藤 美鈴
通常の営業実施地域	枚方市、交野市、八幡市
所在地 (連絡先)	大阪府枚方市養父東町65番1号 (電話番号) 072-867-0601

（2）出張所の名称・所在地等

出張所名称	美杉会訪問看護ステーションまきの 長尾出張所
通常の営業実施地域	枚方市
所在地 (連絡先)	大阪府枚方市藤阪東町三丁目5番8号 (電話番号) 072-858-1523

（3）通常のサービス提供可能な日と時間帯（但し、理学療法士等による訪問についてはこの限りではありません。）

サービス提供日	月曜から土曜日 ただし日曜祝日及び年末年始（12月30日午後から1月3日）は休業
サービス提供時間	平日は9時から17時 土曜日は9時から12時

（4）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜日 ただし日曜祝日及び年末年始（12月30日午後から1月3日）は休業
営業時間	平日は9時から17時 土曜日は9時から12時

3 訪問看護事業の目的及び運営方針

(1) 目的

事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事業所の目的や事項を定めることにより、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重した利用者本位の、利用者の立場に立った公正中立なサービスを提供するとともに、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮しつつ、利用者の健康等を管理します。

4 職員の体制（1事業所当たり）とその職務内容

従業者の職種	人 数	職務内容
管 理 者	1人	事業所の従業者の管理及び訪問看護サービス利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
看 護 師	常勤換算 2.5人以上	主治医の指示のもと、利用者の健康管理等を行います。
理学・作業療法士 言語聴覚士	1人以上	主治医の指示のもと、リハビリテーションとその他指導等を行います。
事務職員	1人以上	利用者状況の把握、サービス実施状況の把握等を行います。

5 提供するサービスの内容と別に厚生労働大臣の定める特別の場合の内容

(1) 提供するサービスの内容について

サービス種類	サービス内容
看護計画の作成	主治医の指示ならびに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	
①一般状態観察	体温、脈拍、呼吸及び血圧等を測定
②各種保清	身体の清拭、洗髪及び入浴介助等
③リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、及び看護師によるリハビリテーションとその指導
④介護指導・相談	福祉及び医療に関する制度やサービスの利用についての助言
⑤各種処置	床ずれ等の処置
⑥各種管理	カテーテル、胃ろう、カニューレ、内服の管理
⑦排便コントロール	主治医の指示のもと、浣腸及び摘便等の処置
⑧電話等による看護に関する相談の24時間受付体制（緊急時訪問看護加算を契約されている場合）	

- ・訪問看護ステーションにおける理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問は、利用者の状態の変化などに合わせた定期的な看護職員の訪問により利用者の状態の適切な評価を行います。
リハビリのみの実施は行っていません。
- ・感染症発生、風水害等のやむを得ない事情により、計画された訪問ができない場合もあります。

(2) 別に厚生労働大臣の定める特別の場合の内容について

料金の1割分が自己負担分となります。介護保険負担割合が2割・3割の場合は別紙をご参照ください。

①特別管理加算（I：料金 5,350 円/月 利用料 535 円/月）（II：料金 2,675 円/月 利用料 268 円/月）

訪問看護に関し特別な管理を必要とする下記の状態にある利用者に対し、計画的に管理を行うことで加算されます。

特別管理加算（I）

- ア 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態
- イ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態
- ウ 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態
- エ 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- オ 気管カニューレを使用している状態
- カ 留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算（II）

- ア 在宅自己腹膜灌流指導管理料、在宅血液透析指導管理料、在宅酸素療法指導管理料、在宅中心静脈栄養法指導管理料、在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、在宅自己導尿指導管理料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料、在宅自己疼痛管理指導管理料、在宅肺高血圧症患者指導管理料のいずれかを算定している状態
- イ 人工肛門、人工膀胱を設置している状態
- ウ 真皮を越える褥瘡の状態
- エ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

②ターミナルケア加算（料金 26,750 円/月 利用料 2,675 円/月）

在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日および死亡前 14 日以内に 2 日以上のターミナルケアを行った場合にその死亡月に加算されます。

③特別訪問看護指示書

主治医から利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、その交付の日から 14 日間に限り介護保険での算定ではなく、医療保険での請求となります。

④厚生労働大臣が定める疾病等

下記の疾病等にある利用者に対しては介護保険ではなく医療保険での請求となります。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度が II 度又は III 度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）ブリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎

⑤緊急時訪問看護加算（I）（料金 6,420 円/月 利用料 642 円/月）

利用者の同意を得て、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、かつ計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる。又、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合に、その体制にあることを評価し毎月加算されます。当該緊急時訪問を行った場合には、1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については早朝、夜間、深夜の訪問看護に係る加算が算定されます。

⑥長時間訪問看護加算（料金 3,210 円/月 利用料 321 円/月）

特別管理加算の対象者について 1 回の時間が 1 時間 30 分を越える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1 時間以上 1 時間 30 分未満）に加算されます。

⑦複数名訪問加算

下記の場合において、同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行った場合に、次の区分において算定されます。

（I）複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行う場合

所要時間 30 分未満	— 料金 2,717 円/回 利用料 272 円/回
所要時間 30 分以上の場合は	— 料金 4,301 円/回 利用料 431 円/回

（II）看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

所要時間 30 分未満	— 料金 2,150 円/回 利用料 215 円/回
所要時間 30 分以上の場合は	— 料金 3,391 円/回 利用料 340 円/回

同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合

ア 利用者の身体的理由により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ウ その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

⑧初回加算（I : 料金 3,745 円/月 利用料 375 円/月）（II : 料金 3,210 円/月 利用料 321 円/月）

過去 2 ヶ月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていない場合にあって、新たに訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院・診療所等から（I）退院日に（II）退院日の翌日以降に初回の訪問看護を行った日の属する月に加算されます。

⑨退院時共同指導加算（料金 6,420 円/回 利用料 642 円/回）

病院、診療所または介護老人保健施設に入院・入所中の利用者が、退院・退所するにあたり、訪問看護師等が退院時共同指導（利用者またはその家族等に対し、病院・診療所または介護老人保健施設の主治医その他の職員と共に、在宅療養上必要な指導を行い、その内容を提供）を行った後に、初回の訪問看護を行った場合に、退院・退所につき 1 回（特別な管理を必要とする利用者については 2 回）加算されます。ただし、初回加算を算定する場合は加算されません。

⑩看護・介護職員連携強化加算（料金 2,675 円/月 利用料 268 円/月）

社会福祉士および介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の登録を受けた指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、当該事業所の利用者に対し同項に規定する特定行為業務を円滑に行うための支援をおこなった場合、1 月に 1 回加算されます。

⑪定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護（料金 31,607 円/月 利用料 3,161 円/月）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携し、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて、訪問看護を提供した場合に、算定されます。

- ・要介護 5 の利用者に訪問看護を行う場合、（料金 8,560 円/月 利用料 856 円/月）が加算されます。
- ・特別訪問看護指示期間中は、（料金 1,037 円/日 利用料 104 円/日）が減算されます。
- ・一定の基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対して訪問看護を提供した場合、サービス提供体制強化加算（料金 535 円/月 利用料 54 円/月）が加算されます。

⑫サービス提供体制強化加算（I）（料金 64 円/回 利用料 7 円/回）

一定の基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対して訪問看護を提供了の場合に1回につき加算されます

⑬看護体制強化加算

（I）（料金 5,885 円/月 利用料 589 円/月）、（II）（料金 2,140 円/月 利用料 214 円/月）

一定の基準（緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算の実績等）に適合するものとして都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対して、訪問看護を提供した月に加算されます

⑭口腔連携強化加算（料金 535 円/月 利用料 54 円/月）

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回加算されます。

6 利用料及びその他の費用

（1）介護保険給付対象サービス

地域別単価	枚方市（5級地） 10.7 円/単位	
-------	--------------------	--

【訪問看護サービス費／1回当たり】

料金の1割分が自己負担分となります。（サービス提供体制強化加算（I）を含む）

訪問看護	時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上	
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
昼間	3,424 円	343 円	5,103 円	511 円	8,870 円	887 円	12,133 円	1,214 円	15,343 円	1,535 円	
(2人)	6,141 円	615 円	7,821 円	783 円	13,171 円	1,318 円	16,435 円	1,644 円	19,645 円	1,965 円	
早朝・夜間	4,269 円	427 円	6,366 円	637 円	11,074 円	1,108 円	15,151 円	1,516 円	18,361 円	1,837 円	
深夜	5,103 円	511 円	7,629 円	763 円	13,278 円	1,328 円	18,168 円	1,817 円	21,378 円	2,138 円	
リハビリ	時間帯	1回（20分）		2回（40分）		3回（60分）					
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料				
昼間	3,210 円	321 円	6,420 円	642 円	8,699 円	870 円					

- 前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合には1回につき（料金－85 円/回 利用料－9 円/回）減算されます。

- 上記の提供時間帯は、実際の提供時間ではなく居宅サービス計画の時間とします。

提供時間帯	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	6時から 8時まで	8時から 18時まで	18時から 22時まで	22時から 翌朝 6時まで

- 請求額の変更が生じる為、保険証の変更等があれば事前にお申し出ください。
申し出のなかった場合、請求額の変更ができない場合があります。
- 20分未満の訪問の場合は、その訪問日以外に、週1回以上20分以上の訪問が必要となります。
- 保険料の滞納等により、法定代理受領が行えない場合は、厚生労働大臣の定める基準の額をご負担いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
- 長尾出張所における同一建物へのサービス提供の場合は、所定単位数から10%減算されます。
- 介護保険負担割合が2・3割の場合は別紙をご参照ください。

(2) その他の費用

①交通費

通常の事業の実施地域外から利用の要請があった場合、訪問看護サービス提供に要した交通費の実費、又は自動車を使用した場合、予め利用者の同意を得た上で次の費用をご負担いただく場合があります。

ア 実施地域を越えた地点から片道 2 km 未満	無料
イ 実施地域を越えた地点から片道 2 km 以上 5 km 未満	200 円
ウ 実施地域を越えた地点から片道 5 km 以上	400 円

②キャンセル料

訪問看護サービスの利用をキャンセルする場合、通知の時間により、次のキャンセル料を請求させていただきます。ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は請求しません。

24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要
12時間前までのご連絡の場合	1 提供当たりの 50 % を請求
12時間前までにご連絡のない場合	1 提供当たりの 100 % を請求

③その他

サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担となります。

(3) 医療保険給付対象サービス

保険費用負担分の料金となります、詳細は担当看護師までご確認下さい。

7 利用料等のお支払い方法

(1) 利用者指定口座からの自動振替の場合

①口座振替申込書を提出していただき、1ヶ月経過後、毎月27日に指定された口座より自動振替を開始させていただきます。(27日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります。)

②毎月20日頃までに利用料の請求書を郵送いたします。内訳につきましては、居宅サービス利用表をご確認の上、口座にご入金いただきますようお願い致します。

③事業者は利用者からの支払いを受けたとき、利用者あての領収書を発行いたします。領収書は、利用されたサービス提供事業所毎に、口座振替を確認した後、翌月の請求書郵送の際に発行して同封いたします。領収書の再発行は致しかねますので、大切に保管して下さい。

(医療費控除の還付請求の際に必要な場合があります。)

④請求書・領収書が25日を過ぎてもお手元に届かない場合は、社会医療法人美杉会経理課までお問い合わせ下さい。(連絡先下記参照)

(2) 現金支払いの場合

①当法人職員により、サービス提供事業所毎に集金させていただきます。

②集金は翌月10日以降、利用料の明細をご連絡した後伺います。

③集金の際、領収書をお渡します。領収書の再発行は致しかねますので、大切に保管して下さい。

(3) 支払方法等の変更について

支払方法、指定口座の変更、郵送先住所等の変更がございましたら下記までご連絡下さい。

お問合せ窓口	法人事務局 経理課 事務係	(電話番号) 072-864-1811
--------	---------------	---------------------

(4) その他

利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払について、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払い督促から14日以内に支払がない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

8 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

9 サービス利用にあたっての禁止行為

職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等によりサービスの中止や契約を解除する場合があります。事業所の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

- (1) 身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。

- (2) 精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

- (3) セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(責任者名) 管理者 工藤 美鈴
-------------	------------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1 身体的拘束等について

- ① 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ② 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者等」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を事業者・従業者等である期間及び事業者・従業者等でなくなった後においても、正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社（代理店：日本病院共済会）
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	・損害賠償金　・損害防止費用　・権利保全行使費用　・緊急措置費用 ・協力費用　・争訟費用　・初期対応費用

1.4 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	所属医療機関名と その所在地	
	主治医氏名	
	電話番号	
家族等	緊急連絡先の 家族等の住所	
	氏 名	(利用者との関係)
	電話番号	

1.5 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.6 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.7 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画及び報告書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者や、連携する事業所より依頼があった場合は速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1.8 サービス提供の記録

- ①指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ②指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療記録に係るページに必要な事項を記載します。

1.9 衛生管理等

看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

20 サービス提供に関する相談・苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ①事業者は、提供した訪問看護に係る相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ②苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しつつ事実関係の特定を慎重に行います。
- ③相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する場合もその旨を翌日までには連絡します。)

(2) 苦情や訪問する看護師等の変更を希望される場合の相談窓口

苦情や訪問する看護師等の変更を希望される場合は、右記の各担当者までご連絡下さい。	美杉会訪問看護ステーションまきの (電話番号) 072-867-0601 (担当)
	美杉会訪問看護ステーションまきの 長尾出張所 (電話番号) 072-858-1523 (担当)

- ・訪問する看護師等の変更に関しては、利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制等により、ご希望に添えない場合もあることを予め御了承下さい。
- ・ご相談窓口の受付日及び受付時間は、事業所窓口の営業日及び営業時間となります。

(3) 苦情相談の窓口、連絡先について

介護保険制度では、利用者に安心してサービスを受けていただく為、サービス提供を担当する事業所以外に、下記の通り苦情・相談等窓口を設置し、迅速かつ適切に対応できるよう体制を整えています。

①事業者の窓口

利用者及び居宅サービス事業者双方との直接の接点となることから、居宅サービスに対する苦情に関する内容を十分把握するとともに関係機関と連携しながら迅速かつ適切な対応を行います。

②市町村の窓口

利用者の苦情等全般に対する直接的な窓口として各関係機関と連携を図りながら、苦情処理情報の集約・調整を行います。

③大阪府国民健康保険団体連合会

市町村において処理困難な苦情に対応し、居宅サービス事業者等に対し必要に応じ改善に向けた指導・助言を行います。

【事業者の窓口】	
社会医療法人美杉会 法人事務局 総務部	(所在地) 大阪府枚方市養父東町65番1号 (電話番号) 072-864-1811 (FAX番号) 072-868-3844 (受付時間) 9時から17時(日・祝日休)
【市町村の窓口】	
枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課	(所在地) 大阪府枚方市大垣内町2-1-20 (電話番号) 072-841-1460(直通) (FAX番号) 072-844-0315 (受付時間) 9時から17時30分(土日・祝日休)

八幡市役所 健康福祉部 高齢介護課	(所在地) 京都府八幡市八幡園内 75 (電話番号) 075-983-1111 (FAX番号) 075-972-2520 (受付時間) 8時30分から17時15分（土日・祝日休）
交野市役所 福祉部 高齢介護課	(所在地) 大阪府交野市天野が原5-5-1 ゆうゆうセンター1階 (電話番号) 072-893-6400 (FAX番号) 072-895-6065 (受付時間) 9時から17時30分（土日・祝日休）
【公的団体の窓口】	
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課	(所在地) 大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8 (電話番号) 06-6949-5247 (FAX番号) 06-6949-5417 (受付時間) 9時から17時（土日・祝日休）

(4) 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

2.1 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（枚方市条例第48号）」第80条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在 地	大阪府枚方市養父東町65番1号
	法 人 名	社会医療法人 美杉会
	代表者氏名	理事長 佐藤 真杉 [公印省略]
	事業所名	美杉会訪問看護ステーションまきの
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

上記署名は、【氏名： (続柄：)】が代行しました。

代理人	住 所	
	氏 名 (続 柄)	

【別紙】介護負担割合が2・3割の場合

(1) 別に厚生労働大臣の定める特別の場合の内容について

項目	料金	利用料	
		2割負担	3割負担
①特別管理加算（月1回）	(I) 5,350円	1,070円	1,605円
	(II) 2,675円	535円	803円
②ターミナルケア加算	26,750円	5,350円	8,025円
⑤緊急時訪問看護加算（I）（月1回）	6,420円	1,284円	1,926円
⑥長時間訪問看護加算	3,210円/回	642円	963円
⑦複数名訪問加算	(I) 30分未満…2,717円	544円	816円
	30分以上…4,301円	861円	1,291円
	(II) 30分未満…2,150円	430円	645円
	30分以上…3,391円	679円	1,018円
⑧初回加算	(I) 3,745円	749円	1,124円
	(II) 3,210円	642円	963円
⑨退院時共同指導加算	6,420円	1,284円	1,926円
⑩看護・介護職員連携強化加算	2,675円	535円	803円
⑪定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護	31,607円	6,322円	9,483円
⑫サービス提供体制強化加算（I）（毎回）	64円	13円	20円
⑬看護体制強化加算（月1回）	(I) 5,885円	1,177円	1,766円
	(II) 2,140円	428円	642円
⑭口腔連携強化加算	535円	107円	161円

(2) 利用料（サービス提供体制強化加算（I）を含む）

(1) 料金の2割分が自己負担分となります。

訪問看護	時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上	
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
	昼間	3,424円	685円	5,103円	1,021円	8,870円	1,774円	12,133円	2,427円	15,343円	3,069円
	(2人)	6,141円	1,229円	7,821円	1,565円	13,171円	2,635円	16,435円	3,287円	19,645円	3,929円
	早朝・夜間	4,269円	854円	6,366円	1,274円	11,074円	2,215円	15,151円	3,031円	18,361円	3,673円
	深夜	5,103円	1,021円	7,629円	1,526円	13,278円	2,656円	18,168円	3,634円	21,378円	4,276円
リハビリ	時間帯	1回（20分）		2回（40分）		3回（60分）					
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料				
	昼間	3,210円	642円	6,420円	1,284円	8,699円	1,740円				

・前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合には1回につき（料金－85円/回 利用料－17円/回）減算されます。

(2) 料金の3割分が自己負担分となります。

訪問看護	時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上	
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
	昼間	3,424円	1,028円	5,103円	1,531円	8,870円	2,661円	12,133円	3,640円	15,343円	4,603円
	(2人)	6,141円	1,843円	7,821円	2,347円	13,171円	3,952円	16,435円	4,931円	19,645円	5,894円
	早朝・夜間	4,269円	1,281円	6,366円	1,910円	11,074円	3,323円	15,151円	4,546円	18,361円	5,509円
	深夜	5,103円	1,531円	7,629円	2,289円	13,278円	3,984円	18,168円	5,451円	21,378円	6,414円
リハビリ	時間帯	1回（20分）		2回（40分）		3回（60分）					
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料				
	昼間	3,210円	963円	6,420円	1,926円	8,699円	2,610円				

・前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合には1回につき（料金－85円/回 利用料－26円/回）減算されます。